

福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議傍聴要綱

(傍聴の手続)

- 第1条 福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議の会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。
- 2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の15分前から開会予定時刻までの間行うものとする。
- 3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増員もしくは減員することができる。
- 4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(入場の制限)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。
- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

- 第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること
- (4) 飲食又は喫煙をすること
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること

(撮影及び録音)

- 第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(退場)

- 第5条 傍聴人は委員長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年7月8日から施行する。